

平成20年第3回定例会

階上町議会会議録

平成20年6月10日 開会

平成20年6月13日 閉会

階上町議会

平成20年第3回階上町議会定例会

議事日程第1号

平成20年6月10日 午前10時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 陳情第1号 米価の安定と生産調整に関する陳情

日程第5 陳情第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情

日程第6 陳情第3号 医師・看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める
陳情

日程第7 陳情第4号 県立八戸南高等学校の存続を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	百目木和俊君	2番	大江和夫君
3番	林貢君	4番	浜谷政己君
5番	加藤祐君	6番	重文字勝義君
7番	鹿原章男君	8番	石川清人君
9番	山田恵治君	10番	土橋信夫君
11番	郷州公典君	12番	畑中弘實君
13番	木村勝彦君	14番	松森蒿君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君	副 町 長 高 谷 清 孝 君
教 育 長 村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長 浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長 寅 谷 信 廣 君	保 健 福 祉 課 長 上 博 文 君
産 業 建 設 課 長 中 村 豊 志 君	教 育 課 長 高 橋 信 一 君
会 計 管 理 者 小 沢 勝 君	総 務 G L 田 中 昇 君
企 画 財 政 G L 沼 沢 範 雄 君	税 務 G L 南 正 人 君
戸 籍 住 民 G L 上 野 文 生 君	健 康 増 進 G L 梨 子 謙 一 君
福 祉 G L 木 村 良 三 君	産 業 振 興 G L 荻 ノ 沢 甚 逸 君
土 木 建 設 G L 佐 京 孝 信 君	農 業 委 員 会 長 川 向 達 人 君
教 育 G L 池 田 隆 君	代 表 監 査 委 員 志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長 浜 谷 操 君	総 務 課 総 括 主 幹 地 代 所 康 二 君
総 務 課 総 括 主 幹 引 敷 林 広 貴 君	

開会の宣告

午前 10 時 01 分

開議の宣告

午前 10 時 01 分

議長（松森 蒿君）ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 20 年第 3 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番重文字勝義君、7番鹿原章男君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの4日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの4日間と決定いたしました。

この際、日程第3、報告第1号 平成19年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から議案第16号 人権擁護委員の候補者に推選する者につき意見を求めることについての件まで、18件を一括上程致します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君）ハイ。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）本日ここに、平成20年第3回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思います。

報告第1号 平成19年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成19年度に定めました保育所施設整備補助金及び河川等災害復旧事業に係るもので、平成19年度において完了が困難なため、平成20年度へ繰越いたしましたので、その計算書を報告するものであります。

次に報告第2号 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件も同じく、繰越いたしました公共下水道整備事業について、その計算書を報

告するものであります。

議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 19 年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 4,558 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 51 億 6,723 万 9 千円といたしました。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、町税 668 万 6 千円、国庫支出金 244 万 5 千円、繰入金 3,000 万円、町債 710 万円等を減額補正し、県支出金 248 万 8 千円、財産収入 12 万 6 千円等を追加補正いたしました。

歳出につきましては、民生費 2,728 万 3 千円、土木費 2,265 万 8 千円等を減額補正し、諸支出金 3,012 万 7 千円を追加補正いたしました。

第 2 表地方債補正であります、既定の事業費の変更に伴い地方債に係る変更分を補正いたしました。

議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 19 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 4,801 万 8 千円を減額し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ 16 億 6,764 万 2 千円といたしました。

歳入につきましては、国民健康保険税 1,645 万円、共同事業交付金 4,318 万 7 千円、県支出金 571 万 3 千円等を減額補正し、療養給付費等交付金 1,373 万 7 千円等を追加補正いたしました。

歳出につきましては、保険給付費 2,023 万円、共同事業拠出金 2,729 万 7 千円等を減額補正いたしました。

議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 19 年度階上町老人保健特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額から、歳入歳出それぞれ 4,500 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 9,093 万 7 千円といたしました。

歳入につきましては、国からの交付額が確定したことにより、国庫支出金 1,900 万 5 千円、一般会計繰入金 2,067 万 8 千円等を減額補正いたしました。

歳出につきましては、医療諸費 3,004 万 1 千円、予備費 1,496 万 6 千円を減額補正いたしました。

議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 19 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 23 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,159 万 3 千円といたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金 42 万 3 千円等を減額補正し、使用料及び手数料 18 万 5 千円を追加補正いたしました。

歳出につきましては、施設管理費 23 万 9 千円を減額補正いたしました。

議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 19 年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額に、歳入歳出それぞれ 808 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 6,535 万 3 千円といたしました。

歳入につきましては、繰入金 267 万 7 千円を減額補正し、保険料 201 万 4 千円、国庫支出金 550 万 1 千円、県支出金 233 万 7 千円等を追加補正いたしました。

歳出につきましては、保険給付費 423 万 8 千円を減額補正し、基金積立金 1,143 万 1 千円等を追加補正いたしました。

議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 19 年度階上町公共下水道事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 7 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 7,330 万円といたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金 7 万 5 千円を減額補正いたしました。

歳出につきましては、公共下水道事業費 4 万 5 千円等を減額補正いたしました。

議案第 9 号 平成 20 年度階上町一般会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 810 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 50 億 1,210 万 5 千円とするものです。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 492 万 5 千円、県支出金 294 万 2 千円等を追加補正するものであります。

歳出につきましては、総務費 1,126 万 7 千円、教育費 242 万 9 千円を減額補正し、民生費 796 万 4 千円、土木費 982 万 2 千円等を追加補正するものであります。

議案第 10 号 あらたに生じた土地の確認について、ご説明申し上げます。

本案は、小舟渡地区地域水産物供給基盤整備事業に伴う、公有水面埋立ての完成により、あらたに生じた土地を確認するため提案するものであります。

議案第 11 号 あらたに生じたことを確認した土地の区域の編入について、ご説明申し上げます。

本案は、小舟渡地区地域水産物供給基盤整備事業に伴う公有水面埋立ての完成により、あらたに生じたことを確認した土地の区域に字名を付するため提案するものであります。

議案第 12 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、構成団体の減少等により本組合規約を変更するため提案するものであります。

議案第 13 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、構成団体の減少により本組合規約を変更するため提案するものであります。

議案第 14 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、教育委員会の委員に 鹿糠 豊 氏を任命するため提案するものであります。

議案第 15 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、階上町固定資産評価審査委員会の委員に 有谷 升 氏を選任するため提案するものであります。

議案第 16 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の候補者に 久保 和子 氏を推薦するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程についての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（松森 蒿君）これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第 4、陳情第 1 号 米価の安定と生産調整に関する陳情についての件から、日程第 7、陳情第 4 号 県立八戸南高等学校の存続を求める陳情の件まで、4 件を一括議題と致します。

お諮り致します。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第 92 条の規定により、陳情第 1 号と陳情第 2 号の 2 件を産業建設常任委員会に、陳情第 3 号と陳情

第４号の２件を教育民生常任委員会にそれぞれ付託致したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって陳情第１号と陳情第２号の２件を産業建設常任委員会に、陳情第３号と陳情第４号の２件を教育民生常任委員会に付託することに決定致しました。

お諮り致します。

議事の都合により、６月１１日は休会と致したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、６月１１日は休会することに決定致しました。

以上で本日の日程は、全部終了致しました。

次の会議は、６月１２日 午前１０時から開きます。

本日は、これにて散会致します。

（閉会時刻 午前 10 時 19 分）

平成20年第3回階上町議会定例会

議事日程第2号

平成20年6月12日 午前10時01分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	百目木和俊君	3番	林貢君
4番	浜谷政己君	5番	加藤祐君
6番	重文字勝義君	7番	鹿原章男君
8番	石川清人君	9番	山田恵治君
10番	土橋信夫君	11番	郷州公典君
12番	畑中弘實君	13番	木村勝彦君
14番	松森蒿君		

欠席議員（1名）

2番 大江和夫君

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	高谷清孝君
教育長	村上富士夫君	総務課長	浜谷義勝君
町民課長	寅谷信廣君	保健福祉課長	上博文君
産業建設課長	中村豊志君	教育課長	高橋信一君

会計管理者	小 沢 勝 君	総 務 G L	田 中 昇 君
企画財政 G L	沼 沢 範 雄 君	税 務 G L	南 正 人 君
戸籍住民 G L	上 野 文 生 君	健康増進 G L	梨 子 謙 一 君
福 祉 G L	木 村 良 三 君	産業振興 G L	荻 ノ 沢 甚 逸 君
土木建設 G L	佐 京 孝 信 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 向 達 人 君
教 育 G L	池 田 隆 君	代表監査委員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜 谷 操 君 総務課総括主幹 地代所 康二 君
 総務課総括主幹 引 敷 林 広 貴 君

開会の宣告

午前 10 時 01 分

開議の宣告

午前 10 時 01 分

議長（松森 蒿君）ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

1 番、百目木和俊君の質問を許します。

1 番（百目木和俊君）ハイ、1 番、百目木です。（百目木議員登壇）

1 番（百目木和俊君）6 月定例会において私に一般質問の場を与えていただきましたことに心から感謝申し上げます。

通告しておりました2点について質問いたします。

農業を取り巻く環境は大変厳しく、後継者不足、そして高齢者、高齢化が進みそれに伴い農地の遊休地耕作放棄地が年々増え続けているのが現実であります。そしてまた全国で数年のうちに2,300近い集落が消滅するとも言われております。

それに伴い、食料自給率も40%を割り込み世界の食糧危機が進行し、日本の食事態が危ういとさえ言われております。

階上町においても、地域によっては、現在農業に従事している年齢が、殆どが70歳以上の地域もあり、ここ数年で農地の遊休地、耕作放棄地が増加の一途を辿るのではないかと危惧しているところであります。

このようななか、階上町では農業振興審議会等を通して担い手の育成に力を入れていただいているところでありますが、なかなか担い手が育たないのが現実であると思います。このようななか、町長自ら先頭に立ち、階上早生そばの復旧に努めていることは農地の有効利用の観点から大変意義深いものと敬意を表するものであります。

そこで現在の階上町の遊休地、耕作放棄地が幾らあるのか、またこれからの見通しについて、お伺いします。

次に07年より団塊の世代が定年を迎え、全国でその数800万とも900万とも言われております。団塊の世代は田舎暮らしや農業に関心が高いと言われ、また新規就農者の7割近くが、50代60代が最も多いと言われております。

これ以上、階上町の遊休地、耕作放棄地を増やさないためにも町内出身者、または近隣市町村の団塊の世代を巻き込んだ農地の有効利用を進める考えがないかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。(百目木議員降壇)

町長(浜谷豊美君)ハイ、議長。

議長(松森 蒿君)町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君)それでは百目木議員の「遊休農地対策」についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、農業を取り巻く環境は、高齢化・労働力不足、また農産物の価格低迷、農地の受け手がいない等により、大変厳しくなっている状況

にあります。特に耕作放棄地などいわゆる遊休農地が年々増加傾向にあり、本町の農業生産の維持・発展を図る上で、遊休農地の解消は大きな課題となっています。このような状況は、本町のみならず全国的な傾向でもあります。

本町の耕作地の利用状況につきましては、平成20年3月の青森県農林水産統計年報によりますと、耕地面積が1,380ha、そのうち作付面積が855haで耕作利用率が62%と公表されております。また、耕作放棄地などいわゆる遊休農地は、平成17年調査では、水田177ha、畑106ha、樹園地17haの計300haとなっておりますが、正確なところは把握できていない状況です。

現在遊休農地の解消も含めて、町が取り組んでいます農地有効利用対策の主なものとしましては、階上早生そばのブランド化に向けた作付けの拡大と、気象条件を生かした夏秋イチゴの栽培、また、転作奨励作物としてカボチャ等の栽培に取り組んでいます。

平成20年の作付け予定面積は、ソバが前年より2ha増の約14ha（そばりえの栽培面積）、イチゴ栽培農家は2戸増の5農家で約600坪、水田の転作対策としてカボチャの栽培が3haとなっております。

国ではこのような状況を踏まえ、今年度から農地耕作放棄地解消対策として、各市町村が農地の一筆調査を実施し、耕作放棄地の現状を把握することとなっていますので、その調査結果をふまえ、現在、取り組んでいる認定農業者の育成、農地利用集積の更なる推進を含め、今後の耕作放棄地解消策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、団塊の世代を巻き込んだ、農地の有効利用を進める考えはないか、とのご質問ですが、農業経験のない人、または農業に興味をもっている人が、ある一定の面積や規模で農業を行うためには、ある程度の知識と体験が必要となります。現在、町が開設している町民農園の利用者の中には、団塊の世代の方々の申し込みもあり、栽培講習会で技術を習得できるようなカリキュラムを組みながら利用いただいております。今後、このような利用者の方々を含めて、農業経営に取り組んで見たいと思う人がいれば、県が、農業経験が全くない人、やりたい農業のイメージが具体的にない人を対象に、農業技術や経営のノウハウを習得するための研修会及び先進的農家や農業法人での実践研修、就農支援資金の無利子の貸付、農地の取得等の新規就農支援事業を行っておりますので、これらの情報提供を推進するとともに、町として今後、農業委員会及び関係団体・組織と一体となって検討していきたいと思っております。（町長降壇）

1 番（百目木和俊君） ハイ、1 番、百目木です。

議長（松森 蒿君） 1 番、百目木和俊君。

1 番（百目木和俊君） 有難うございます。大変なご苦勞を関係者にお掛けすると思いますが、遊休地の有効利用ということで、階上町の将来のためでもあります。ご尽力頂く事をお願い申し上げます。

これから申し上げるのは質問ではなく、要望ですので答弁は結構です。

中国の餃子問題等、食に対する考えが日本全体で変わってきているように感じています。自分の口に入れる野菜ぐらゐは自分で作るという人が増えてきているように思います。

階上町でも今年から協働のまちづくりも始まりました。地域でそのような場所等ありましたら情報を提供し、また指導する方も地元には沢山おりますので最初の 1・2 年は農地の整備等をし、それから就農者を増やしていく事が大事だと思います。以上で終わります。

議長（松森 蒿君） 以上で 1 番、百目木和俊君の質問を終わります。

5 番、加藤祐君の質問を許します。

5 番（加藤 祐君） ハイ、5 番、加藤です。（加藤議員登壇）

5 番（加藤 祐君） 6 月議会にあたり、階上町の将来の展望を見据え、先に通告しておきました、人口増加の今後の街づくりについて一般質問をさせていただきます。

景気の低迷による住宅需要の減少、更には少子化が進み、階上町の人口はピーク時の 15,305 人が、最近 3 年連続で減少し、15,000 人割れと 5 月 11 日のデーリ東北でも報道されましたが、町長のコメントは、現時点では効果的な対策は見当たらないとありましたが、このまま手あぐらだけしてると階上町はだんだん過疎化に進んで行くのではないかと心配しております。

そのことを踏まえて、先般 19 年 3 月議会の一般質問で西蒼前地区にあります町所有の防風林を活用した、道路整備と合わせた生活環境整備を進めることにより、移住者も増え活性化させるための魅力ある街づくりを提言しました。町長の答弁も

計画的に進めて行きたいと言いましたが、その後の経過と人口増加に対する今後の街づくりについてお伺いします。

尚、本定例会に一般質問の機会を頂きましたことに、関係各位に多大なご指導を賜りましたことに、心から感謝と敬意を申し上げ壇上からの質問を終わります。

（防風林の図面を作成したので配布して頂きたい。そして、その図面を参考にして頂ければと思います。）（加藤議員降壇）

議長（松森 蒿君） 図面の配布を許します。（図面配布）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、加藤議員のご質問にお答えいたします。

当町の人口は議員ご指摘のとおり、平成 20 年 1 月に 15,000 人を割り込みました。少子化の進展はもちろんのこと景気低迷による住宅需要減少も大きな要因と思われます。

当町でも専用住宅の年間新築数が過去 8 年間で 4 分の 1 まで大きく落ち込んでおり、これまで長年人口増加を続けてきた蒼前地区も今年から減少に向かい始めており大変危惧しているところであります。

この微減の傾向には様々な要因もありますが、町としてはこれらの対策として住環境の整備を着実に進めなければならないと考えております。

平成 19 年 3 月定例会で加藤議員の一般質問の際に答弁させていただきましたとおり、蒼前地区は未だ整備されていない生活道路が多くあることから、3 年間で私道等整備特別対策事業、協働のまちづくり支援事業、特に蒼前地区は、町道整備関連事業を実施しているところであります。

また、蒼前地区は、現在公共下水道整備を進めており、今までに 39 億 3 千 4 百万円、平成 21 年度からの一部供用開始、平成 25 年度の全面供用開始に向け、26 億 8 千 2 百万円の投資を予定しております。

現在、生活道路整備並びに公共下水道整備促進を最優先し、「住みやすい・住み続けたい・住んでみたい」と思える住環境の整ったまちづくりに力を入れているところであります。

これと併せ、町は財政の健全化が緊急の課題であり、現在進めているプロジェクトを最重要課題としてしっかりとローリングしながら財政計画に基づいた財政運営を行わなければならないと考えております。

加藤議員の提案している旧防風林を活用した道路整備を現時点で試算してみますと、下水道管の整備を含めずに計算した場合、延長は東西に伸びる本線 1,500m と蒼前の地区計画に掲載されている南北に伸びる枝線 400m の併せて 1,900m で、工事費約 4 億 7 千万円程度が見込まれます。

本線については住宅の定住促進あるいは地域活性化に繋がるような事業展開が図れるか十分検討しなければならないと考えております。

ご質問の人口増加に向けたまちづくりについては、住環境の整備と併せ先ほど百目木議員の質問でも申し上げましたとおり、団塊世代への取組みや都市との交流など町全体としてそれぞれの地域の特性を活かしながら、また地域性を考慮しながら積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。(町長降壇)

5 番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5 番、加藤祐君。

5 番（加藤 祐君）有難うございます。今蒼前地区の状態を見ますと、昭和 47 年に八戸の工業大学が開校され、そして階上町の都市計画法が施行される前に住宅、アパート、そして沢山の下宿屋が張付き、その中で無造作に開発された所もございます。現在見ますと階上町の玄関先である地区が非常に道路の関係、そしてまた住環境の整備がやりにくくなっています。現在町で進めている下水道事業、そして町長の案で様々な道路の整備が進められていますが、今の状況を見たときに、先程配布しました防風林の図面で都市計画に示されてされている部分、用途地域が少し防風林から外れている訳であります。そうすると用途地域から外れている部分を道路整備しようとした場合は町単独事業でしか出来ない。そうすると第一にこの部分を用途地域に変更しなければならないのではないかと。そして都市計画法の道路に計画しますと補助金が付く、町単独の財政だけでなく補助金、起債と合せて整備できる。これを一度に花を咲かせるとは私は考えておりません。町長が先程言った住環境整備することにより八戸から移住者が増えてくるのではないかと。今は階上町の土地を購入するとしたら、1 坪 5 万円ぐらいで購入できる訳でございます。

階上町は八戸市と違った都市計画法を持っている訳でございます。八戸は5町歩以上の開発、階上町は3反歩から1町歩まで町の都市計の委員会で審議して許可ができることがメリットになっている。サラリーマンがマイホームを持つということになれば、私は階上町が最も適した土地ではないかと考えます。岩手県の滝沢は階上とまったく同じ都市計画法でございます。住宅が沢山建てられ今は5万人以上の村になってございます。階上町も計画性を持って進めていただきたい。私は19年の3月議会にこの提言をした時に町長は検討委員会等を考えたのかを1点、そしてまた用途地域をやる時にどういう手順でやらなければならないのか、土木建設GLからお聞きしたい。私はすぐ先を言っているのではない、10年先を見据え、この町が15,000人を切る状況になっている時、新聞で町長が「どうにも手の打ち方が無い。」というような言い方をしていた事に私は悲しい思いが致しました。そばのブランド化も大切ですが、私はまず先に移住者を増やすべきではないかと考え「固定資産税の軽減策、生活環境の整備等」魅力ある町にして欲しいと願い質問しました。先程の点をもう一度答弁願います。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 加藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

10年先を見据えた街づくり計画は当然必要なことでございます。長期的な展望にたった街づくり計画を考えて進めているところでございます。そう言ったなかで先程説明しました防風林、東西と南北、とあります。そのなかで蒼前地区の「協働の街づくり地区計画」を検討していただいておりますなかでもこの部分が出てきております。南北に伸びる枝線の400mについては要望が上がってきておりますので、先程議員が言われましたが、一気には行きませんが住宅の中を走っている400mの部分については検討していかなければならないと思っているところです。

また、これまで加藤議員はじめ財政についてもいろいろご心配をお掛けしているところでございますので、財政も見ながら「まちづくり計画書」に上げられている整備計画を合せて検討して行きたいと思っておりますので、検討委員会の検討については今後検討したいと考えています。

土木建設 GL（佐京孝信君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 土木建設 GL 佐京孝信君。

土木建設 GL（佐京孝信君）加藤議員の質問にお答えいたします。

都市計画の用途区域の変更と都市計画道路を計画するとすればですが、手順といまして用途区域の変更が先に必要でございます。その次に都市計画道路の道路決定を変更する段取りになります。そして都市計画の用途区域の変更につきましては、町の案を作りまして、県に事前協議をいたします。その後に該当する町民に対しまして説明会を開催しまして、告示縦覧の手続きを経て、町の都市計画審議会を開催いたします。決定になりましたら青森県知事に同意申請を提出します。その後県の都市計画審議会、これは年に3回程度開かれているようでございます。そこで審議していただきまして同意をいただければ決定告示がなされます。その後町から県、国に対しまして許可の申請を行い、回答を得てから告示をいたしまして用途区域の変更が完成します。その後道路も同じような手順をしまして道路決定ということになるかと思います。以上です。

5 番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5 番、加藤祐君。

5 番（加藤 祐君）有難うございます。先程町長が道路整備試算として4億7千万ほどかかるような説明でした。財政が今厳しいので一気にはいかない、財政を見ながらというふうには私は受け止めたんですが土木建設 GL が申し上げますように、まず先に用途地域から外れた部分を用途地域内に変更するのが先ではないか、変更するのには時間が掛かる。

八戸市の線引きですと4年か5年でいっぺんの建築審査会があって変更地域を見直すが町村の場合は、また特別に町村の意見を聞くということです。それによって都市計画道路を計画すれば補助金の関係も付いていくだろうということです。町長にお願いしたいのは皆さんの意見を聞いてほしい。町長も忙しいと思いますので職員の力を利用しながら、また職員も町長を助けるつもりで意見を出していかなければならないし、町長はその意見をどう吸い上げていくのかを考えなければならない。

職員が提言したとき総務課長或いは副町長の部分で切り捨てられては、話にならない訳です。小さな意見でもどう吸い上げれば良いのかを検討しなければ町長の耳に届かない、町長をサポートしていくのも副町長、総務課長、各課長です。私が聞くところ、どうも町長の耳に届かない部分も多いと思われます。

職員の意見も議会から提言された事もその場限りでなく検討して欲しい。その辺をもう一度認識し、頑張って欲しいと考えます。町長のご意見を伺います。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 全体の意見を聞きながら集約していく考え方は私も持っています。

都市計画用途区域の変更についてのご提言がありましたので、この点について今後検討を進めて行きたいと思います。

5 番（加藤 祐君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 加藤祐君の本件に関する発言はすでに3回におよびましたが会議規則第55条の但し書きの規定により特に発言を許します。5 番 加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君） 有難うございます。特別これ以上申し上げることはありませんが、私が一回提言したことにより、また再度これを確認できたことは満足しておりますが、用途地域の変更だけでも早急に、計画的に進めて欲しいと思います。19年3月に一般質問してから、その進み方が気に掛かっていましたので再度取り上げましたが今後とも階上町の前進のために尽力を頂きたいと願い質問を終わります。

議長（松森 蒿君） 以上で5 番、加藤祐君の質問を終わります。

6 番、重文字勝義君の質問を許します。

6 番（重文字勝義君） ハイ、6 番、重文字です。

議長（松森 蒿君）6番、重文字勝義君。（重文字議員登壇）

6番（重文字勝義君）6月定例会に起きまして一般質問の機会を頂きましたことに心からお礼申し上げます。

消防団員の確保対策についてであります。消防団は、自らの地域は自らで守る郷土愛護の精神に基づき住民有志より組織された消防機関で、団員は各自の職業に従事しながら、いざ災害が発生した際にはいち早く現場に駆けつけ災害防護活動を行ったり、災害時以外でも地域の防火普及活動や警戒活動など地域に密着した活動を行っていることはご承知の通りであります。

この地域の防災活動等に大きな役割を果たしている消防団員は近年の社会情勢の変化等により、消防団員は減少しており、全国では昭和27年当時200万人以上であったものが平成19年には90万人を割り込み、平成18年から平成19年の1年間の間にも7,000人以上の団員が減少したと報告されております。

さて、本町においてであります平成6年に荒谷、大蛇、追越地区の第6分団、平成8年に石鉢小学校学区に第7分団がそれぞれ発団し、町全体として190名の定員でありましたが、平成17年度からは行政改革の一環で実人数に合せると定員を170名としたところであります。

本町の20年4月1日の実人員は161名となっており、平成8年の第7分団が発団した時と比較し、20名以上の定員が減少しており、これは1つの分団が無くなったに等しい人数の減少であります。いざ大規模災害が発生した場合は消防団員に頼るところは大きく団員の減少は地域の消防力に低下に繋がると懸念されるところであります。

町では昨年の9月補正において、消防活動服の配布を行い消防団員のイメージアップを図って頂いたことに関しましては改めて感謝するところでございますが、町としてこの団員減少傾向をどのように考え、どのように対処していくか、町長の考えをお聞きます。（重文字議員降壇）

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君）それでは、重文字議員のご質問にお答えします。

消防団員は、生業を持ちながらも、昼夜を分かたず、地域の安心・安全確保に大きく貢献するとともに、地域におけるコミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしていただいていることに対しまして、改めて心より感謝するところであります。

さて、議員ご案内のとおり、消防団員数は全国的に見ても、消防の常備化の進展、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化等に伴い減少傾向にあります。

県内においても、昭和 36 年に 3 万 550 人であったものが、平成 19 年には 1 万 9,974 人まで減少しております。

当町におきましても、平成 6 年及び平成 8 年の新分団発団に伴い、平成 9 年には 185 人であったものが、現在では、高年齢化、会社員化等、社会環境の変化に伴い定員 170 人に対し 161 人となっており、定員に達していない状況にあり大変憂慮しているところであります。

各分団に対しましては、積極的な団員確保の推進をお願いするとともに町広報紙により消防団の活動内容の紹介や募集を呼びかけるなど、団員確保に努めてきたところでありますが、ここ数年は横ばい状態となっております。

消防団の充実強化は、地域防災力の向上には不可欠であり、消防団は、地域防災の要であると考えております。

その対策として、町内会等を通して地域住民の安心・安全のため、消防団の必要性を認識していただき、町、消防団、町内会等がお互いに連携を図りながら、消防団員確保に積極的に取り組んで参ります。(町長降壇)

6 番（重文字勝義君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）6 番、重文字勝義君。

6 番（重文字勝義君）消防団員確保の積極的に取り組んでいただけるということでよろしくお願いします。

それで郡内の消防団員 1 人当たりに対する人口の割合を見て見ますと三戸町は 27 人、五戸町は 36 人、田子町は 27 人、南部町は 32 人、新郷村 15 人、そして階上町は約 93 人となっています。人口の割合で団員の数を見る限り、階上町は他町村に比べて極端に少なく感じます。また階上町は分団数も一番少なく、分団数が少

ないということはそれだけ消防防災意識が他町村に比べて少ないということにならないでしょうか。ただ、階上町は常時消防である階上分署のほかに八戸東消防署、鯨分署、大館分署からいつも応援をいただき助かっているところであります。町の消防力を低下させず、維持向上させるにはこれ以上の消防団員の減少は許されません。消防力向上のためには本来小学校学区単位ごとに分団があればベストではないかと考えておりますが地域の事情、町の財政事情等を考慮すれば、最低でも各分団の団員をキープし、増やさなければなりません。

しかし、最初に申し上げたとおり社会情勢の変化等において団員の確保に大変苦労している状況です。三八地区では一般団員の定年が 55 歳なのは、階上町と三戸町だけで他は 60 歳となっています。まだまだ体力的にも大丈夫でありながら定年のため辞めなければならないという話も聞いております。若い団員を入れることに越したことはないですが、現在の状況を考えると町民が安心して暮らせるための消防防災力の維持、向上に必要な団員確保のためには、定年についても今一度考える必要があるのではないかと思いますがこの点につきまして、町長のお考えをお聞きます。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）それでは、重文字議員の再質問にお答えします。

団員確保につきましては、少なくとも現在の団員数を維持するため、団員の定年延長の問題、これも他町村等を見ながら検討も必要かと思えます。

消防団内部の幹部の方々とも協議をしながら、検討して参りたいと思っております。

6 番（重文字勝義君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）6 番、重文字勝義君。

6 番（重文字勝義君） よろしくご検討くださるようお願い致しまして質問を終わります。

議長（松森 蒿君）以上で6番、重文字勝義君の質問を終わります。

4番 浜谷政己君の質問を許します。4番、浜谷政己君。

4番（浜谷政己君）ハイ、4番、浜谷です。

議長（松森 蒿君）4番 浜谷政己君。（浜谷議員登壇）

4番（浜谷政己君）6月定例議会に一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。

通告に従い質問をさせていただきます。

平成20年の4月1日から後期高齢者医療制度という新しい事業が始まり、担当される保健福祉課、町民課の職員の皆様、大変ご苦勞をされていることと存じます。

ついては、階上町の後期高齢者医療の状況についてお伺いします。

制度発足時の加入者総数と、国民健康保険から加入された方、社会保険等から加入された方それぞれ何人でしょうか。

次に65歳から74歳までの重度心身障害者で後期高齢者医療制度に加入された方は何人ありますか。

加入を辞退された方は何人ありますか。ご説明をお願いします。

次に後期高齢者医療制度に移行しない重度心身障害者の医療費の窓口負担はどうなりますか。ご説明をお願いします。

次に保険料の賦課と収納状況についてお伺いします。

年金から天引きされる特別徴収について、4月より天引きされた人数と収入額は幾らでしょうか。

また、社会保険等の被扶養者から加入された方で10月に天引きを予定される人数と収入予定額についてご説明願います。

年金年額18万円以下の年金受給者の保険料は、天引きされない訳ですがそれは自主納付ということではありますが、生活が苦しく保険料を支払いきれないとき、保険料を1年以上滞納すれば、保険証を取り上げられ、医療費が全額自己負担になる「資格証明書」が発行されるとのことですが、これが事実であれば、年金だけの低所得者の生活が困難となったうえ、病気の治療もままならない状態になると思われます。

何とか改善して頂きたいところです。町長のお考えをお聞かせ下さい。（浜谷議員降壇）

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君）それでは浜谷議員のご質問にお答えをいたします。

本年4月からスタートしました後期高齢者医療制度については、今国会でも議論され毎日のようにマスコミの話題となっております。

医療制度が大きく変わることから、できるだけ町民の不安と混乱を招かないようにと、3月にすべての地区を巡回して、その目的や内容等を説明してきたところであります。

おかげさまで当町においては大きな混乱やトラブルもなく経過してきているものと思っております。

まず、1点目ではありますが、制度発足時の加入者総数は1,466人で、国保からは1,081人、社保からは385人となっております。うち、65歳から74歳までの重度障害者等は100人であり、4月中途に申し出により元の被用者保険の被扶養者に戻られた方が1名おられました。

次に、後期高齢者医療制度に移行しない障害者の医療費負担であります。後期高齢者医療保険では、現役並みの所得者を除けばすべて1割負担であるのに対し、これ以外の保険では、70歳未満は3割、70歳から74歳までは明年3月まで1割、4月以降は2割負担となることになっています。

また、青森県の単独補助事業である町重度心身障害者医療費助成事業の対象からも外れることになります。

3点目の保険料の賦課及び収納状況であります。4月の年金から天引き納付された人数は804人で、収納額は558万円となっております。

また、社保の被扶養者から加入し、10月から特別徴収される予定となっている方の人数と金額につきましては、本年3月末での老人保健における社保加入から推測しますと、約400人で80万円ぐらいになるのではないかと思います。

次に、保険料の滞納による資格証明書の件であります。保険料の納入期限より1年を経過するまでの間に納入しない被保険者に対しては、特別な事情がある場合を除き、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することと法令で規定されています。

この場合の「特別な事情」についても高齢者の医療の確保に関する法律施行令第

4条に定められていて、「災害などによる被害や事業を休廃止したこと等により納付することができないこと」となっています。

「特別な事情」に該当する者の判断については、被保険者の申請及び当町担当職員の実態調査に基づき、青森県広域連合において多様なケースに応じて判断し、資格証明書の発行は機械的に行わないと聞いているところでございます。町長の考えをと言われましたが今国でも議論されておりますがそれぞれの市町村でいろんな問題を抱えていると思います。

そういったなかで他町村と協議しながら今後状況を見て広域連合のほうに機会があれば申し上げて行きたいと思っております。(町長降壇)

4番(浜谷政己君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 4番、浜谷政己君。

4番(浜谷政己君) 後期高齢者医療制度の言い方が最近マスコミなどを見ていると、長寿医療制度という呼び方もしておりまして、これは法律の改正によって呼び方が変わったのでしょうか。

また、保険料についてございますが、社会保険等の被扶養者は後期高齢者医療制度に加入した時から2年間均等割が5割軽減されるということでございます。さらに平成20年の4月から9月までの保険料は徴収しない、10月から翌年の3月までの6ヶ月間は均等割を9割軽減すると聞いております。一方では国民健康保険から後期医療制度に加入した方は4月から、いやおうなしに保険料が賦課されます。このことは激変緩和措置だと聞いておりますけれども、それにしても社会保険からの加入者と国民健康保険からの加入者とでは格差がありすぎるのではないのでしょうか。

保険給付についてであります、重度心身障害者で65歳以上75歳未満の方は後期高齢者医療制度に加入しないと重度医療の対象から外れ、医療費の助成を受けることが出来ないとのことですが、全国的に見れば北海道、東北では青森県、山形県の2県で、全国では10道県だと報道されております。この点についても何とか医療費の助成が出来るようにならないのでしょうか。よろしくお願いします。

次に青森県後期高齢者医療広域連合についてで、ございますが広域連合の事務職員は市町村の職員が派遣されると聞いておりますが、階上町からも派遣されるので

しょうか。派遣されるとすれば時期はいつごろになりますか。よろしくお願いします。

保健福祉課長（上 博文君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）保健福祉課長、上 博文君。

保健福祉課長（上 博文君）浜谷議員の再質問にお答えいたします。

1 点目の長寿医療制度の名称の件でございますが、これは結論から申し上げますと変わってはございません。従来どおり後期高齢者医療制度でございます。なぜそういう言い方が出てきたかという経緯でございますが、これは総理大臣の発言がきっかけでございまして、そのことを受けまして厚生労働省の方から各広域連合、それから全国の市町村に対しまして「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」というふうな名称を使っていただけないでしょうかというふうな依頼がございました。それを受けまして青森県の広域連合では検討した結果、法令に定めてある正式名称はあくまでも後期高齢者医療だということですので、広域連合では「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）」というふうな使い方をするとということで市町村も同じように使用していただけないかと、要請があつてございました。

当町に起きましては広域連合に合せまして使用したいと考えてございます。

それから 2 点目ですが社会保険の被扶養者に関しての保険料負担に格差があるのではないかというお尋ねでございますが、議員お話のように社会保険の被扶養者であった方の今年度の保険料は 2,000 円でございます。それから国民健康保険から加入した方につきましては、7 割軽減がかかって一番金額が低い方でも 12,200 円というふうなことでございまして、大分開きがございます。このことに関しては法令に従い事務を進める立場でございまして、これについての意見や論評する立場ではございませんのでコメントはしませんが、国レベルのお話をさせていただきますと廃止法案の提出、与党プロジェクトチームにおいて、尚、見直し等が行われているところでございまして、医療制度や負担のあり方については今後引き続き国全体で論議されて行くものだと思っております。

3 点目の重度心身障害者に対する医療費の助成のことですが、この事業は青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領に基づきまして、町の条例で定めて事業を行っているところでございます。ご質問の資格要件につきましては先程町長の答弁

のなかでもございましたが、対象者が100人、一旦後期高齢者の方に行きましたがそのうち、脱退して社会保険の方を選んだ方が1名という状況でございます。資格要件につきましては本年3月の定例町議会において、後期高齢者医療に加入する人を対象とするという旨の条例改正を3月に行ったところです。実際の医療費の負担がどうなるのか、というふうなことも含めまして他市町村の動向を踏まえながら対応をして参りたいと思いますのでご理解を頂きたいと思います。

最後の質問で広域連合の職員についてで、ございますが、現在、郡部から、各郡1名ずつ派遣するというふうな申し合わせになってございまして現在は五戸町から派遣されてございます。派遣期間は基本的に3年間でございますが次の派遣についてはどこが派遣するか、いつになるかはまだ決まっています。いずれ郡内で話し合って決まると思います。

参考までに3年間と決まっておりますが広域連合の職員を3年間で全部入れ替えは出来ませんので、それより短くなる場合も、また長くなる場合もあると思います。

4番（浜谷政己君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）4番（浜谷政己君）

4番（浜谷政己君） ご回答有難うございます。

後期高齢者、多くの方々は戦争を体験して大変苦勞をされてきたと思います。また戦後の復興にご尽力され、結果世界第2位の経済大国となっておりまして、また今日の平和な日本を作り上げたということは皆様ご承知のとおりであります。そういう高齢者の方々に対して医療費や保険料を無料として、その分を我々若手が大分の負担をしていくべきが、本来の姿ではないかと思っております。国においては低所得者の軽減を拡大すると報道されていますが、障害のある方、寝たきりの方、生活に困っている方等、弱者の方々の医療を確保しつつ、ご高齢をいたわる思いやりのある、医療制度になることを希望し、私の質問を終わります。答弁は入りません。

議長（松森 蒿君）以上で4番、浜谷政己君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は6月13日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前 11 時 19 分)

平成20年第3回階上町議会定例会

議事日程第3号

平成20年6月13日 午前10時13分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第1号 | 平成19年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第3 | 議案第1号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町税条例の一部を改正する条例の制定) |
| 日程第4 | 議案第2号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定) |
| 日程第5 | 議案第3号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度階上町一般会計補正予算) |
| 日程第6 | 議案第4号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度階上町国民健康保険特別会計補正予算) |
| 日程第7 | 議案第5号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度階上町老人保健特別会計補正予算) |
| 日程第8 | 議案第7号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度階上町介護保険特別会計補正予算) |
| 日程第9 | 議案第6号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算) |
| 日程第10 | 議案第8号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算) |
| 日程第11 | 議案第9号 | 平成20年度階上町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第10号 | あらたに生じた土地の確認について |
| 日程第13 | 議案第11号 | あらたに生じたことを確認した土地の区域の編入について |
| 日程第14 | 議案第12号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて |

- 日程第 17 議案第 15 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 日程第 18 議案第 16 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 日程第 19 陳情第 1 号 米価の安定と生産調整に関する陳情
- 日程第 20 陳情第 2 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情
- 日程第 21 陳情第 3 号 医師・看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める陳情
- 日程第 22 議会案第 1 号 米価の安定と生産調整に関する意見書
- 日程第 23 議会案第 2 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書
- 日程第 24 議会案第 3 号 医師・看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める意見書
- 日程第 25 階上町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 26 青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 27 議員派遣の件
- 日程第 28 閉会中における継続審査の件
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	百 目 木 和 俊 君	2 番	大 江 和 夫 君
3 番	林 貢 君	4 番	浜 谷 政 己 君
5 番	加 藤 祐 君	6 番	重 文 字 勝 義 君
7 番	鹿 原 章 男 君	8 番	石 川 清 人 君
9 番	山 田 恵 治 君	10 番	土 橋 信 夫 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	木 村 勝 彦 君	14 番	松 森 蒿 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	高 谷 清 孝 君
教 育 長	村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長	浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長	寅 谷 信 廣 君	保 健 福 祉 課 長	上 博 文 君
産 業 建 設 課 長	中 村 豊 志 君	教 育 課 長	高 橋 信 一 君
会 計 管 理 者	小 沢 勝 君	総 務 G L	田 中 昇 君
企 画 財 政 G L	沼 沢 範 雄 君	税 務 G L	南 正 人 君
戸 籍 住 民 G L	上 野 文 生 君	健 康 増 進 G L	梨 子 謙 一 君
福 祉 G L	木 村 良 三 君	産 業 振 興 G L	荻 ノ 沢 甚 逸 君
土 木 建 設 G L	佐 京 孝 信 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	川 向 達 人 君
教 育 G L	池 田 隆 君	代 表 監 査 委 員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	浜 谷 操 君	総 務 課 総 括 主 幹	地 代 所 康 二 君
総 務 課 総 括 主 幹	引 敷 林 広 貴 君		

開会の宣告

午前 10 時 13 分

開議の宣告

午前 10 時 13 分

議長（松森 蒿君）ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、報告第 1 号 平成 19 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告

についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます、これにて報告の件を終了いたします。

日程第2、報告第2号 平成19年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます、これにて報告の件を終了いたします。

この際、日程第3、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び日程第4、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2件を、承認することに決定いたしました。

日程第5、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は承認されることに決定いたしました。

この際、日程第6、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から日程第8、議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第8、議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、3件を、承認することに決定いたしました。

この際、日程第9、議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び、日程第10、議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び、日程第 10、議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2 件を、承認することに決定いたしました。

日程第 11、議案第 9 号 平成 20 年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5 番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君）5 番、加藤 祐です。20 年度に向けて事業が進んで行く訳でございますが、給食センターとかハートフルの指定管理者の件など様々大事な事業がありますが、理事者側も議会と一緒に事業を進めるべきと認識しております。行政側だけで進まないで、お互い確認しあい、議会と行政が両輪で階上町前進のため進めていくことを確認したいと思います。

これから町長も時間をかけながら議会と相談しあい事業を進めて行くことをお願いして、質疑を終わります。

議長（松森 蒿君）他に質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号 平成 20 年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 10 号 あらたに生じた土地の確認についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号 あらたに生じた土地の確認についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 11 号 あらたに生じたことを確認した土地の区域の編入についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 あらたに生じたことを確認した土地の区域の編入についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 12 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 13 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 13 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 14 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮り致します。

本件については、質疑、討論を省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 14 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第17、議案第15号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第18、議案第16号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

この際、日程第19、陳情第1号 米価の安定と生産調整に関する陳情の件及び

日程第20、陳情第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情の件、2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（郷州公典君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）産業建設常任委員長 郷州公典君。（郷州委員長登壇）

産業建設常任委員長（郷州公典君） 産業建設常任委員会に付託されました、陳情第1号及び陳情第2号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配布されております陳情審査報告書のとおり「採択」と決定されました。

以上で報告を終わります。（郷州委員長登壇）

議長（松森 蒿君）以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号及び陳情第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第21、陳情第3号 医師・看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（石川清人君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）教育民生常任委員長 石川清人君。（石川委員長登壇）

教育民生常任委員長（石川清人君） 教育民生常任委員会に付託されました、陳情第3号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、皆様のお手元に配布されております陳情審査報告書のとおり、第

3号は「採択」と決定いたしましたことを報告申し上げます。(石川委員長降壇)

議長(松森 蒿君) 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第3号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

この際、日程第22、議案第1号 米価の安定と生産調整に関する意見書の件から日程第24、議案第3号 医師・看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める意見書の件まで3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号までの3件については、議員発議でありますので提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議案第1号 米価の安定と生産調整に関する意見書の件から、議案第3号 医師・看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める意見書の件まで3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議案の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案提出については、議長に一任することに決定いたしました。

日程第25、 階上町農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推選の農業委員は、議会より1人推薦することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議会推選の農業委員は、議会より1人推薦することに決定いたしました。
お諮りいたします。

農業委員の推薦の方法については、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は、指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名推薦することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名推薦することに決定いたしました。

それでは、議会で推選する農業委員に畑中弘實君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました畑中弘實君を農業委員に推薦することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました畑中弘實君を農業委員に推薦することに決定いたしました。

日程第26、青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。（議場を閉じる。）

ただいまの出席議員は、14人であります。

投票用紙を配布いたします。（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。（「なし」という声あり）

配布漏れ、なしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

における候補者名の、単記無記名であります。

投票用紙に候補者の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。（事務局長が氏名を点呼して、投票させる。）

投票漏れはありませんか。（「なし」という声あり）

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。（議場を開らく。）

開票を行います。

会議規則第32条の規定により、立会人に土橋信夫君と鹿原章男君を指名いたします。

よって、以上の諸君の立会いをお願いします。（開票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

有効投票14票。

無効投票 0票。

有効投票中、

三津谷 公 雄 14票。

佐々木 寿 夫 0票。

以上のとおり、青森県後期高齢者医療広域連合選挙長に報告します。

日程第27、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおり決定いたしました。

日程第28、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

教育民生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議

ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）それでは閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には本定例会においてご提案申し上げました議案につきまして、慎重にご審議を尽くされ原案のとおり議決を賜り厚くお礼を申し上げます。

議決いただきました各議案の執行にあたりまして万全を期して参りたいと存じますので、何とぞ一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げ閉会にあたってのごあいさつといたします。どうも有り難うございました。

議長（松森 蒿君）これにて平成20年第3回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

